

DV（ドメスティック・バイオレンス）等避難中※<sup>1</sup>でも受給できる場合があります

## 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

- DV等で盛岡市内に避難していて、様々な理由で住民票を移せない方も、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を受給できる可能性があります。
- 住民票がある世帯が既に給付金を受け取っている場合でも、一定の要件（DV等を理由に避難している旨の申出と収入要件）を満たせば、避難者を独立した世帯として給付金を受給することができます。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。
- 盛岡市外に避難している方は、現在お住まいの市区町村での手続きが必要です。

※<sup>1</sup> 「DV等避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外にお住まいの場合をいいます。

### 支給対象と支給額

以下のいずれかに該当する避難世帯に対し、**1世帯あたり10万円**を支給します。

- ①避難世帯員全員の令和3年度「**住民税均等割が非課税**」の世帯
- ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少し、避難世帯員全員が「**住民税非課税相当**」※<sup>2</sup>となった世帯（家計急変世帯）

※<sup>2</sup> 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降の任意の1か月の収入×12倍）が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。

（一例）住民税均等割が非課税となる年間給与収入の目安 単身の場合：96.5万円以下、扶養親族が1人の場合：146.9万円以下

### 申請方法（盛岡市にお住まいの方）

添付書類を同封の上、書類を郵送で提出してください。

郵送先：〒020-8530 盛岡市内丸3番46号盛岡市役所内丸分庁舎4階  
地域福祉課臨時特別給付金担当

申請書類は2/28から盛岡市のホームページからダウンロードいただくか、または市コールセンター（☎0120-335-270）にお問い合わせください。

【提出書類】

- ①「盛岡市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書」※<sup>3</sup>
- ②「配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している旨の申出書」

※<sup>3</sup> 家計急変世帯への給付を希望する場合は、家計急変世帯用の申請書を提出してください。

### 申請期限

**令和4年9月30日（金）（必着）**

お問い合わせ・Q & Aについては裏面へ

# 手続き・支給要件・必要書類等

以下のQ & Aを参考に、必要な書類をご用意の上、手続きしてください。

**Q 住民票がある世帯で、配偶者が給付金を受給しました。私は給付金を受給できますか？**

A 住民票がある世帯の方（配偶者等）が給付金を受給済の場合であっても、ご自身（及び同伴者）が一定要件（DV等で避難中である旨の申出、収入要件）を満たせば、現在お住まいの市区町村から給付金を受給できます。DV等で避難中である旨の申出には、給付金の申請書のほか「申出書」と添付書類の提出が必要です。

## DV等で避難中である旨の申出書に必要な添付書類の例

- 裁判所が発行する保護命令決定書、確定証明書 の写し
- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター※、盛岡市福祉事務所等が発行する証明書の写し
- 住民基本台帳事務における支援措置（閲覧制限等）の決定通知書 の写し

※上記の書類が手元にない場合は、盛岡市福祉事務所、民間支援団体等が発行する被害申出受理確認書を提出してください。

※市内の配偶者暴力相談支援センター（参考）

- |              |          |                 |          |
|--------------|----------|-----------------|----------|
| ・もりおか女性センター  | 604-3304 | ・県福祉総合相談センター    | 629-9610 |
| ・県男女共同参画センター | 606-1762 | ・盛岡広域振興局保健福祉環境部 | 629-6568 |

**Q 配偶者からDVを受け、避難しています。配偶者の扶養に入っている場合、受給できますか？**

A 配偶者の扶養に入っている場合でも、DV等避難者は独立した生計を立てている世帯とみなし、ご自身（及び同伴者）の収入が住民税非課税世帯（相当）である場合には、給付金を受給できます。

**Q 現在の住まいで受給するためには、どのような手続きが必要ですか？**

A 「盛岡市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書」、「配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している旨の申出書」及び添付書類を、郵送で提出してください。

※ 盛岡市に住民票があり、盛岡市外に避難している方は、避難先の市区町村へ申請方法をご確認ください。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の

**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、盛岡市消費生活センター（☎019-624-4111）や最寄りの警察署が警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

## お問い合わせ（記入や提出方法がご不明な場合）

○盛岡市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター



**0120-335-270**

受付時間 平日9:00～18:00